

第4章 子ども・子育て支援施策の実績

基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	児童センター	乳幼児を対象とした親子で遊べる自由来館制の「あそびひろば」や「うさぎひろば」など、各年齢に合わせて親子で集える事業を定期的に実施し、仲間づくりができる場を提供した。また、保護者同士の子育て交流の他、子育てに関する相談、各種講座等の案内、チラシの手渡し、声掛けなども来館者に積極的に行っている。今後の課題として、各機関との連携及び子育て情報の共有が円滑にできるような取組が必要である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て推進課	園庭開放の開催については、広報紙、ホームページ、公共施設の窓口等にビラを配置することで広く市民に情報提供し、6保育所で年261回の実施となった。今後も保育所に入所していない方でも、保育所で子育てについての相談ができたり、安心して子どもと遊べる場として利用してもらえるよう、広報紙、ホームページ、チラシ等で広く周知し、子育てアプリも活用することで積極的に情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「保育所における地域子育て支援」
3	子育て推進課 (こども担当)	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。さらにつどいのひろば「ルリアン」を潮芦屋交流センターで開始し、「カンガルークラブ」の回数を増やすなどセンター以外にも子育ての場を設けることで、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりに努めた。 今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「ふれあい冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター」 No.10「あい・あいる〜む」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
4	健康課	毎月広報紙、ホームページ、まちナビを活用して各事業を案内し、参加を促した。今年度から母子健康手帳アプリを導入し、特に妊娠期や乳児期において情報発信を行っている。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等にて、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	管理課	公立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報をホームページ等で周知した。今後も、市民の方から問い合わせのあった内容をホームページに反映させる等、広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	学校教育課	学校教育課のホームページ、各幼稚園のホームページ、広報あしや、掲示板、わくわく子育てのアプリ、子育てサポートブック「わくわく子育て」を利用し、未就園児交流会、3歳児親子ひろば、オープンスクールの開催案内をした。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	青少年育成課	広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供した。今後も広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供していく。 ケーブルテレビを利用して平成28年度から実施しているキッズスクエアの情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
8	公民館	平成28年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。平成29年度も前年度に引き続き、事業委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
9	図書館	図書館では、ボランティアによる「母と子の憩いの部屋」という事業を実施しており、乳幼児とその保護者同士のコミュニティ形成の場となっている。また、保健センターの4か月児健診時に図書館職員とボランティアが出向き、親子のコミュニケーションツールとして絵本を活用してもらえるよう、赤ちゃんと保護者に読み聞かせを実施している。事業が継続・拡充していけるような体制づくりが大きな課題である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	社会福祉課	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とする世帯には、制度の説明から申請まで丁寧に対応し、適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう、継続的な支援に努めた。今後も制度に至る前の相談があれば丁寧に対応し、必要時には関係機関と連携するとともに、制度を利用する際は、適用が漏れることなく実施する。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課 （こども担当）	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続して実施した。また、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。「白菊会」については、母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。さらに今後も対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	平成28年度は17世帯に対し、ひとり親家庭の加点を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭の加点を行うことで、ひとり親家庭における子育てのための経済的支援を継続する。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は直接支払制度により出産した医療機関にて手続きが完結するケースがほとんどであり、また、出生による国民健康保険の加入手続き時にも、窓口にて制度の利用漏れがないことを確認している。今後も引き続き制度の利用漏れがないよう周知していく。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	社会福祉課	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。 引き続き、関係課（市民課や障害福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性があることを説明し、可能な限り早急に手当の受給が開始されるよう手続方法について案内を行っている。また各種障がい者手帳の事務処理担当者と各種手当の事務処理担当者が連携することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。さらに特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を含む市支給の手当についての事務処理マニュアルを作成し、課内全体の手当制度の周知・理解に努めているところである。今後については、事務処理マニュアルを活用し、課内の手当制度へのさらなる理解を高め、より多くの手当支給対象可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課 （こども担当）	児童手当、児童扶養手当について、出生、転入、新規の申請時に制度、受給条件等の案内を説明し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように努めている。 引き続き制度の適正な支給に努力していく必要がある。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課 （子育て施設担当）	前年度から引き続き、第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査においては妊婦の更なる健康管理のために、平成28年度より助成額を70,000円から86,000円に拡大しており、より妊婦健康診査を受診しやすくした。 未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付においては継続して対応することとし、引き続き保健師の訪問にて健やかな発育発達を促す関わりをもっていく。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	平成28年度は22世帯に子育て世帯の加点を行った。 今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯の加点を行うことで、子育て世帯における経済的支援を継続する。
	実施事業	No.6「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	下記の通り実施した。今後も国・県の動向を注視しながら、利用者に対する援助を実施する。 ○幼稚園保育料の軽減：第2子 半額、第3子以降 無料 ○ひょうご保育料軽減事業：認定件数 29件 ○私立幼稚園就園奨励費補助金：認定件数 320件 ○就学援助費：認定件数 小学校381件 中学校259件 ○朝鮮人学校就学補助金：認定件数 5件 ○実費徴収に係る補足給付事業：認定件数 1件
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	昨年度、一定の所得以下の世帯等の140人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。 今年度も引き続き一定の所得以下の世帯等に、留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）	
1	健康課	相談事業に関しては増加傾向にある。多岐にわたる内容に対応し不安の軽減を図るため、各関係相談事業の充実、各関係機関との連携を今後も強化していく。	
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「乳児家庭全戸訪問事業」 No.3「乳幼児健康診査」 No.4「保健センターによる育児相談」 No.5「こどもの相談」 No.6「親と子どもの健康教育」 No.7「アレルギーに対する事業」 No.8「定期予防接種事業」	
2	市立芦屋病院	妊産婦支援として両親学級及びおっぱい相談を実施した。今後も定期的実施する。育児支援に係る相談についても、医療機関の相談窓口として、今後も引き続き実施する。	
	実施事業	No.9「市立芦屋病院による育児支援」	

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないように、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）	
1	子育て推進課 （こども担当）	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容に対応できるよう、相談員の知識や経験の向上に努めていく。 また、子育て支援員の活用について、4か月児健診の対象者や子育てセンター利用者等にアンケートを実施したところ、事業によっては子育て支援員の活用も可能という結果であった。今後、子育て支援員なども活用しながら子育て世帯の集える機会を多数確保することが、保護者の外出の機会を増やし孤立化を防ぐことにも繋がるため、他の子育て支援事業の展開を見ながら活用に向けて関係課と調整していく必要がある。	
	実施事業	No.1「子育て支援センターにおける子育て相談」	No.2「子育て支援員の育成、確保」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （こども担当）	保健センターや教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。今後も関係機関との連携を密に取り、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐよう、予防的な相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識を持つ電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。今後も相談支援体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、養育支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所員対応の電話相談は、21件あった。また、面談の教育相談では33組延べ540回を実施できた。面談は、火曜・木曜・金曜の13：30～14：15・14：30～15：15・15：30～16：15・16：30～17：15の1日4回週12コマ設定している。小学生であれば授業が終わってから来られる3コマ目と4コマ目に希望が集中し、毎週相談を受けられない状況もある。特別支援教育センターや家庭児童相談室等の相談機関や学校園との連携を充実させているところであり、更なる機能的な連携が今後の課題である。
	実施事業	No.4「教育相談」

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	「トライやる・ウィーク」では4中学の生徒を受け入れた。高校生については2校の生徒と交流した。また、地域のお年寄り、高齢者施設とも交流する機会を設けた。今後、公立幼稚園と連携して、私立園を巻き込みながら就学前施設としての交流を積極的に進めていく。また、公開保育を実施したり、外部講師の講演を聞くことにより、職員の資質の向上を図るように努める。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
2	子育て推進課 （新制度推進担当）	平成28年4月開園の小規模保育事業所を1か所整備した。 市立保育所の適正な規模について、市の担当職員で構成した「芦屋市立保育所適正化計画策定委員会」にて検討し、また、学校教育審議会の答申を踏まえ、市全体で総合的に課題解決するため改めて部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。今後は、「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「地域型保育事業」
3	子育て推進課 （子育て施設担当）	市内の私立保育園6園で保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施し、利用延べ人数は前年度を上回る結果となった。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」
4	管理課	公立幼稚園全園において、預かり保育を実施した。 ・年間延べ利用者数 18,094人 1園あたり平均利用者数 11.7人/日 子育て支援施策として、平成29年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。 また、市立幼稚園の適正な規模について、学校教育審議会から答申をいただき、市立保育所の適正な規模の検討結果を踏まえ、市全体で総合的に課題解決するため改めて部局間の協議を重ね「市立幼稚園・保育所のあり方」をまとめた。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	学校教育課	幼稚園では、地域の方から七夕飾りを教えていただく活動や、地域の老人ホームとの交流、地域の子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもってきた。また、互いの研究会を公開し、研修会には私立幼稚園、保育所（園）にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、絵本の読み聞かせに日々取り組み、保護者も参加できる機会も作ってきた。今後も、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取組を進める。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
6	図書館	図書館では読書を通じて、豊かな心を育むことができるよう、子どもと本を結びつける事業を実施している。今後の課題は、読み聞かせやおはなしに関わる図書館職員・ボランティアの資質向上と後継者の育成であり、これらについては、継続して取り組んでいく。
	実施事業	No.7「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。 また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	芦屋市就学前カリキュラムをもとに、年間計画を立案し日々の保育で実践をしている。近隣の小学校と積極的に交流を図り、連携が深まるよう努めている。また公立園共に、公開保育を実施する中で、職員の資質向上とスキルアップに努めている。今後、私立園との連携をより図っていく必要がある。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	幼児期と児童期の円滑な接続のために、昨年度「芦屋市接続期カリキュラム」の理論編を作成したことに引き続き、今年度は実践編をまとめた。また、幼稚園、小学校での公開保育・授業を通じた研究会、講師を招いての就学前施設と小学校との学びのつながりや子どもが感じる環境の違い、また、連携の在り方等について学ぶ機会をもった。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	広報国際交流課	親子が集える「あい・あいるーむ」（月1回）、平成28年10月からつどいのひろば「ルリアン」（週1回）の開催場所として潮芦屋交流センターを提供している。子育てグループの利用などもある。今後も、指定管理者と調整しながら、子どもの居場所づくりを進める。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	「夏休み子どもわくわくスペシャル」を開催し、おにぎり作り、煮炊きせずに見える副食の体験、工作、絵画、昔遊びなど市民活動団体の指導のもと体験型教室を開いた。市内の8小学校の子どもたちが2日間で141人参加した。高学年の児童が低学年の指導や世話をするなど、子どもたちの主体的な取組を促進した。 また、子どもの居場所づくりから始まった「あしや子ども笑顔ネット」の中で777プロジェクトを立ち上げ、その実現に向けて取り組んだ。 市内3中学校の「トライやる・ウィーク」の受け入れをし、市民活動と協働の学びと体験の場とした。 今後は事務局が主体になるのではなく、活動団体が主体となりさまざまなイベントを実施できるように進めていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	「卓球ひろば」など小学生以上が自由に参加できる事業を実施。また、夏休みには小学生専用の自習室を設置し、自由に学習ができる環境を整えた。児童センターが身近に利用できる機会を増やすことで、子どもたちの居場所づくりを推進した。まだまだ登録参加型事業が主となっているので、もっと多くの子どもたちが来館できるよう、自由参加型事業の企画が必要である。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.6「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	あしや温泉は待合室が狭く、入浴しない子どもの居場所として提供できるスペースはないが、利用者の半数以上が65歳以上の高齢者であることから、若い世代の利用促進のため、ランナー用の無料貸しロッカーや様々な季節イベントなどを指定管理者が自主事業として実施している。 昨年度指定管理者の募集をした際、子どもの居場所づくりという視点に限定した審査基準はなかったが、「地域コミュニティへの発展の寄与」については審査項目に含めており、子どもを含めた若い世代に多く利用してもらえるよう配慮した。 今後の目標として、若い世代の利用客が定着できるような環境づくりを指定管理者と協力して行っていきたい。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。 今後も他事業に支障のない範囲で開放事業を実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課	園庭開放は6保育所で年261回実施した。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所としても地域の方に利用をしてもらえるように、より広く周知につとめ、内容の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課 （こども担当）	福祉センター内の子育て支援センターとともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として認識されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連動し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。 広報臨時号「子育て支援特集」の発行（年1回）と子育て情報誌「はぐくみ」の発行（年2回）により、参加できる子育て支援事業や気軽に立ち寄れる公共施設を紹介した。 また、子育てアプリにおいては、今まで発信できていなかった保育所、幼稚園などの地域に向けたイベントの開催なども随時発信するよう他課との連携を図った。公共施設を子育て中の世帯に利用していただけるよう、アプリを中心にしながら既存の紙媒体でも情報発信に努める。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
8	公園緑地課	公園での適切な遊び方について、子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう表現を工夫した啓発看板を設置し、公園や地域ごとの特性に合わせて有効に利用してもらえるようにする。 また、平成28年度に実施したアンケート調査結果を踏まえて、子どもが安全・安心に利用できるよう公園の整備及び利用の基本方針を策定する。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
9	管理課 （施設担当）	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市学校使用条例に基づき免除を適用していく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」
10	学校教育課	各幼稚園において、地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流ができる場の提供をしてきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、自主グループ活動、なかよし広場、子育て支援拠点事業を実施している。今後も、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考え、情報提供をしていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
11	打出教育文化センター	地域の自治会等が貸室を利用する場合、使用料の免除をしている。毎年少しずつ利用が増えてきている。地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、打出教育文化センターの玄関ホールを開放している。2人席のソファが4つとテーブルがある。日本庭園が眺められ、空調の効いた心地良い場所で放課後や学校が休みの日には近くの小学校の児童数名が宿題をしたり、語り合ったりしている姿がある。今後は、隣の小槌幼稚園の園児や来所した子どもたちが空いている貸室で本を読めるようにしたり、自由に学習又は遊びができたりする子どもの居場所づくりとして積極的に考えていきたい。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
12	生涯学習課 （美術博物館含む）	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行うクラブがあり、また、放課後子ども教室は平日及び土曜日に実施しており、子どもの居場所を提供できている。放課後子ども教室については、青少年育成課で実施しているキッズスクエア事業の拡大に伴い、各事業の整理が今後の課題となる。美術博物館では、観覧料（入館料）を中学生以下無料にすることで、子どもが交流できる場としての施設の有効活用を推進した。また、各ワークショップなどを開催することで芸術・文化に触れながら交流できる場も創出した。今後はこのような事業を継続して実施し交流の場を提供すること、広く周知することが必要になる。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子供教室」 No.5「コミュニティ・スクールへの支援」 No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
13	スポーツ推進課	キッズスペースの利用促進を図ったが、対象が幼稚園児以下にも拘らず、小学生以上が使ってしまい、対象者が利用しにくい状況が起こった。それぞれの成長に合わせた利用方法等を模索する必要がある。青少年が自主活動を行なうために会議室等を利用する場合は、利用料を免除しているが、一般利用との公平性も鑑みての対応も考えていく必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
14	青少年育成課	あしやキッズスクエアにおいて、地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後校庭及び校舎内を一時利用することにより児童の居場所を提供していく。 平成28年度登録者数（精道小学校327人，宮川小学校451人，山手小学校299人，朝日ヶ丘小学校139人，潮見小学校248人，浜風小学校142人） 平成29年度からは岩園・打出浜小学校において開始。
	実施事業	No.4「放課後子供教室」
15	市民センター（公民館含む）	平成28年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。平成29年度も前年度に引き続き、事業委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
16	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供するとともに、ボランティアと連携し「芦屋市放課後子どもプラン事業」の運営に協力した。事業に関わる図書館職員・ボランティアの資質向上と後継者の育成が今後の課題である。
	実施事業	No.7「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	社会福祉課	ホームページに公共施設等における最新のバリアフリー情報及び赤ちゃんを連れたの外出に役立つおむつ交換等の設備についての情報を掲載している。 今後も情報発信において、福祉のまちづくりを進めていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課	全公立保育所に電気錠と防犯カメラを設置し、私立保育園等については、国の補助金を活用して事故防止等のためのカメラを設置した。また、危機管理意識の向上の取組として、毎月、色々な災害を想定した訓練を実施しながら、職員や子ども自身も、災害時に落ち着いて対応できるように訓練を重ね、毎回の反省を次回に活かすようにしている。さらに家庭でも親子で意識を高めてもらうことを目的に、保育所職員が就学前の子どもに特化した防災冊子「こどもぼうさい」を作成した。 今後は、防災安全課・消防・警察署などにも協力を得ながら、意識を高め知識として身に付けていけるように繰り返し訓練を実施していく。
	実施事業	No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保に努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取組により、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあり、自転車通行空間の整備が課題となっているため、今後は自転車ネットワーク計画を作成し、整備路線を定めて対策を検討する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施しているが、今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	災害時等の緊急時に市民へ情報を発信するツールの一つとして、あしや防災ネットを位置づけているため、今後も地域で実施される防災訓練や出前講座等の機会を活用し、登録者数の増加を図る。 (昨年度はあしや防災ネットを利用し、台風の接近に伴う自主避難所開設等の連絡を行った)
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
7	建築課	公共施設の改修・新築に際して、障がい者・高齢者・子供等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化等の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後も改修計画に合わせて整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、中高生・保護者・教職員等を対象とした応急手当や救命処置の啓発や学習機会の提供を行うことにより、万一の事態に備える体制を整える。 受講申し込みでの実施が基本となるため、保護者、教職員等の関係機関と連携調整を行い、各種講習会の回数を増やし受講者人数を増やし応急救護体制を整える。 平成28年度は普通救命講習22回、応急手当講習36回実施
	実施事業	No.9「救急法の学習」
9	学校教育課	潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路点検を5月に、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施した。7月に報告会を開き、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換を行った。次年度は、精道中学校区の精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校で通学路点検を行う。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	青色回転灯付パトロール車で下校時の見守り活動を週2回（月・金）実施するほか、情報に対応して緊急見守りを行った。212人の青少年育成愛護委員が各小学校ごとに街頭巡視活動を継続して行った。また、研修を通じてスマホやインターネットに潜在する有害性から青少年を守る啓発を実施した。今後も地道な活動を継続して、子ども達が安全で安心して暮らせる地域づくりの取組を行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	<p>障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。</p> <p>また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障害福祉課	<p>障がい児機能訓練事業の利用者数、実施回数に大きな変動はなく、継続して個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。一方で一定数の訓練待機者もいることから、訓練事業利用者の円滑な事業終了及び訓練希望者の受け入れができるよう、訓練終了後も必要な支援が継続して受けられるようなフォロー体制の整備等について検討する必要がある。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。</p> <p>サポートファイルについては、窓口で療育手帳の交付時、保健福祉フェアの際に紹介・配布を行い、普及啓発に取り組んだ。また、平成28年度から実施した家庭療育支援講座内で作成に関する講義を実施した。</p>
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.5「障がい児機能訓練事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課	<p>公私立園において18人の要配慮児を受け入れ、統合保育を実施した。年間3回、専門医から児童の発達と保育士の関わり方の指導を受け、日々の保育に活かしている。今後、公立の認定こども園が設立されるにあたり、幼稚園の特別支援教育と整合性を図りながら、該当児童が地域の中で育ち、地域の学校に円滑に入学できるよう、さらなる連携を取っていく。</p>
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 (こども担当)	<p>「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、月1回療育支援相談における関係機関同士が集まる「療育支援相談」の会議に出席するなど、他課と情報交換及び今後の支援について協議した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。</p> <p>サポートファイルについては、今後も子育て推進課窓口ですくすく学級と障がい児通所支援の申請者に配布する。</p>
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	<p>療育支援相談における関係機関同士が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議した。発達支援事業所などの機関が増えてきている中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な家庭に対して必要なサービスが受けられるよう、調整を続けていく。</p> <p>サポートファイルについては、今後も必要な方へ配布を実施する。</p>
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	市立芦屋病院	医療型短期入所サービスは、活用実績がなかったが、次年度も引き続き実施する。
	実施事業	No.7「医療型短期入所の実施」
6	学校教育課	支援が必要な幼児児童生徒については、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援が継続してできるよう取組を進めていく。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.3「特別支援教育センターの相談」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.8「日本語指導支援ボランティア」 No.9「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	男女共同参画推進課	<p>男性が参加しやすい土日に子どもと一緒に参加する講座を開催し、男性が子どもと一緒に参加することで、子育てに対して積極的参加を促すことができたが、男性の参加者は19人と昨年度よりも少なかった。今後は育児に積極的にかかわれるような講座を開催する。男性の働き方の見直しに向けた啓発については、情報収集に努めた。今後は多様な働き方やワークライフバランスに関する講座や啓発を行う。全体的な課題として、男性の参加者をどのように増やしていくのか、周知の仕方などの工夫が必要である。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.5「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	<p>現在は、国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布により啓発に努めているが、今後は具体的に多様な働き方の支援ができるよう、男女共同参画推進課や芦屋市商工会と連携して取り組む。</p>
	実施事業	No.5「多様な働き方の啓発」
3	子育て推進課	<p>大きな行事については、保護者が参加しやすいように土曜日に実施した。今後は平日のイベントについては、力仕事など父親ならではの依頼をし、父親が少数でも参加しやすいような呼びかけについてさらなる工夫を行う。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
4	子育て推進課 (こども担当)	<p>地域子育て支援拠点事業として、土曜日の「むくむく」で男性の参加者が増えている。また、子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施した。継続的に育児参加していただけるよう、参加しやすい環境を作っていく。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課 （子育て施設担当）	平成28年度から新たに小規模保育事業所が1か所増え、市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施している。利用者数は前年度から増加し、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。 病児保育事業については、引き続き周知等によって利用を促すと共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業」
6	健康課	プレおや教室「沐浴クラス」と「パパママクラス」を土曜日を開催し、父親になる準備として夫婦参加を促した結果、参加者の多くが夫婦での参加であった。就労状況がさまざまにある中、プレ親教室の開催は継続しつつ、参加者が増加するように事業の見直しを行っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性の方に幼稚園行事に参加していただき、いろいろな子どもとかかわったり、行事運営を手伝っていただいたりした幼稚園もある。今後も父親のもつ力が発揮できる場の提供を考え、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、必要な保育を受けられない小学校1年生から4年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。待機児童解消に向けて育成場所の確保及び事業内容を検討するなど、保護者のニーズに応えられるよう体制を整えていく。
	実施事業	No.4「放課後児童健全育成事業」

基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向 2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域経済振興課	平成29年度に実施予定である市内事業主を対象とした労働時間や多様な働き方支援制度の啓発につながるアンケート作成に向け、労働団体、商工団体と協議をした。今後は、アンケートの結果を踏まえ、効果的な啓発活動を行っていきたい。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況（定員や入所者数）に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。低年齢児の待機児童が依然として多い状況であるため、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、今後も保育所等の利用だけに限らず、相談者の状況に応じた情報提供（一時預かり、幼稚園、認可外保育施設の紹介等）を行っていく。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」